

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会職員就業規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、職員の就業に関する事項は、労働基準法その他関係法令、つくばみらい市条例等の定めるところによる。

(規程の遵守)

第2条 職員は、この規程を守り、相互に協力して、社会福祉事業の発展に努めなければならない。

(職員の定義)

第3条 この規程において職員とは、本会の事務局及び保育園に就業するもののうち会計年度任用職員を除くすべての者をいう。

2 会計年度任用職員に関する規程は、別に定める。

(勤務時間及び休日)

第4条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 職員の始業時間、終業時間及び休憩時間は、次の表のとおりとする。

始業時間	午前8時30分から
終業時間	午後5時15分まで
休憩時間	(1) 1時間勤務時間の途中に置く。 (2) 職務の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、会長は業務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、勤務時間の割振りを別に定めることができる。

4 職員の休日は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	休 日
事務局職員	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始休暇（12月29日～1月3日）
保育園職員	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始休暇（12月29日～1月3日） (4) その他の休日（個別に勤務割表によって定められた日）

(時間外、休日勤務)

第5条 時間外勤務は、所定の様式に必要事項を記入し、事務局長がこれを命ずる。ただし、あらかじめ事務局長の承認を得ることができない場合、事後すみやかにその手続きをとらなければならない。

2 時間外及び休日の勤務は、別に定める命令簿をもって命ずるものとする。

3 時間外勤務を命じ、又は休日勤務を命じ振替休日を与えなかった場合は、時間外手当を支給する。

(休日の振替)

第6条 業務の都合により、休日勤務をした場合は8週間以内の他の日に振替えることができる。ただし、4時間の勤務(半日分)を単位として処理し、4時間未満の場合は時間外手当を支給する。

(休暇)

第7条 職員の休暇は、つくばみらい市一般職員の例により休暇に関する次の当該条例を準用する。

(1) つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(2) つくばみらい市職員の育児休業等に関する条例

(出勤)

第8条 職員は定刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない。

(離席)

第9条 勤務時間中において、一時外出又は席を離れようとするときは、上司又は他の職員に行き先を明らかにしておかななければならない。

(遅刻、早退)

第10条 職員は、疾病その他の事由により出勤時刻に出勤できないとき、又は勤務時間中に早退しようとするときは、事前に有給休暇又は欠勤の手続きをとらなければならない。

2 職員は、疾病その他の事由により事前に有給休暇又は欠勤の手続きをとることができないときは、すみやかに電話、伝言等により所属長に連絡しなければならない。

(欠勤)

第11条 職員が休暇(年次休暇を除く。)の承認を受けず、又は年次休暇請求の手続きを取らずに勤務しなかったときは、欠勤とする。

2 職員は、欠勤するとき又は欠勤したときは、欠勤届を所属長に提出しなければならない。

(旅行命令)

第12条 職員には、業務の都合により旅行を命ずることがある。

2 職員が前項の規定により旅行をしたときは、帰着直後に口頭又は文書によって上司に復命しなければならない。

3 職員が第1項の規定により旅行をしたときは、本会職員の旅費等に関する規程により旅費を支給することができる。

4 職員が第1項の規定により旅行をする場合は、旅行命令書(様式第2号)に記入し、上司の決裁を受けなければならない。

(給与)

第13条 職員の給与については、別に定める社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会職員給与規程及び社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会保育園職員給与規程により支給する。

(服務心得)

第14条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本会の諸規程を守り、業務上の指示、命令に従って誠実に業務を遂行する。
- (2) 本会の名誉又は信用を傷つけるような行為をしないこと
- (3) 自己の業務を正確かつ迅速に処理し、常に事務能力の向上に努力すること
- (4) 業務上知り得た秘密事項及び本会の不利益となる事項を他に漏らさないこと
- (5) 特に承認を得た場合を除くほか、勤務時間中は、業務に専念すること
- (6) 業務に関し、供応及び贈与を受けないこと
- (7) 許可なくして、他に就職し又は事業を営まないこと
- (8) 故意に本会に損害を与える行為をしないこと

(休職及び復職)

第15条 職員の休職及び復職に関する事項は、つくばみらい市一般職員の例により休職に関する次の当該条例を準用する。

- (1) つくばみらい市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例

(解雇)

第16条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、30日前に予告し、又は平均賃金の30日分を支給して、その意に反して解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は能率が著しく劣り業務に適しないとき
- (2) 心身の故障のため業務に堪えられないとき
- (3) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (4) 禁治産者又は準禁治産者の宣言を受けたとき
- (5) やむを得ない理由により本会の事業を縮小するとき

2 前項の予告日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる

(解雇制限)

第17条 前条の規定にかかわらず事業の継続が不可能になった場合を除き、次の期間中は解雇しない。

- (1) 業務上の傷病にかかる療養休暇及び休職の期間並びにその後30日間。ただし、療養開始後3年を経過した後、労働基準法第81条の規定にしたがって、打切り補償を行った場合はこの限りでない
- (2) 出産に係る特別休暇の期間及びその後30日間

(退職)

第18条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日をもって退職し職員とし

ての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て、その承認があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 休職の最長期間を過ぎても復職できなかったとき

(定年退職)

第19条 職員の定年は、満60歳とし、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職とする。

- 2 定年に達した職員が希望し、解雇事由または退職事由に該当しない者であつて、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づき、なお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条2項に基づく労使協定の定めるところによる基準のいずれにも該当する者については、期間を1年として再雇用するものとし、原則として65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。ただし、業務量、勤務成績、態度、能力、法人の経営状況などにより、更新しない場合がある。
- 3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同法の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日	64歳

- 4 定年退職後再雇用者の賃金、就業時間、休憩、休日、休暇等の労働条件については、同人の能力、担当職務、勤務形態等を踏まえ、別に決定する。

(表彰)

第20条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰する。

- (1) 業務上有益な考案、工夫又は改良のあったとき
- (2) 災害を未然に防止し、又非常の際特に功労があったとき
- (3) 業務能率が著しくすぐれ業績顕著なとき
- (4) その他、特に表彰に値する功績又は善行のあったとき

- 2 前項の表彰は賞状、賞金又は賞品の授与をもって行う

(懲戒処分)

第21条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は懲戒処分することができる。

- (1) 法令及び本会の諸規程に違反したとき。
- (2) 業務上の義務に違反し、又は職務を怠り、本会の秩序、風紀を乱したとき。
- (3) 故意又は過失により、本会に不利益を与えたとき。
- (4) 第14条の服務心得に違反したとき。

(5) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(懲戒の種類及び方法)

第22条 懲戒処分は、その状況により次の各号のいずれかによって行う。

- (1) 厳重注意 口頭により将来を戒める。
- (2) 訓 告 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (3) 戒 告 始末書を提出させ、文書により将来を戒める。
- (4) 減 給 始末書を提出させ、1日以上6月以下の期間において、給料の10分の1以下を減ずるものとする。
- (5) 停 職 始末書を提出させ、1日以上6月以下の期間、職務に従事させない。その期間中、いかなる給与も支給しない。
- (6) 懲戒解雇 即時解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは予告手当を支給しない。

(懲戒の手続き)

第23条 戒告、減給、停職又は懲戒解雇の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う。

(懲戒の決定等)

第24条 前条に規定する懲戒の決定に当たっては、懲戒審査委員会を設置し、その意見を聴いて、会長が決定する。

(損害賠償)

第25条 職員が、故意又は重大な過失により本会に損害を及ぼしたときは、情状により損害の全部又は一部を賠償させることがある。

(健康診断)

第26条 職員には、毎年1回以上の健康診断を行う。

2 健康診断にともなう経費は本会において支給する。

(災害補償)

第27条 職員が、業務上傷病にかかり又は死亡したときは、労働基準法第75条から第88条までの規定に基づく災害補償を行う。

(委任)

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年6月29日に改正し、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)
- 4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会懲戒審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員の懲戒処分に関し公正な処理を行うため、職員就業規程第24条に規定する、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の内から5名以内をその都度会長が任命する。

- (1) 副会長
- (2) 理事
- (3) 職員の代表者
- (4) つくばみらい市保健福祉部長
- (5) その他会長が特に必要と認めた有識者（弁護士等）

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、その都度委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第4条 委員会において審査する事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の懲戒処分に関する事。
- (2) 職員の法令違反、職務違反、職務怠慢又は非行に関する事。
- (3) 職員の賠償責任に関する事
- (4) その他会長から意見を求められた事項。

(意見聴取等)

第5条 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員及び委員会に出席し、又は関係した職員は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(公表)

第7条 会長が行った懲戒処分等については、懲戒処分等の公表基準に従い公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務係において処理する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日より施行する。

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会懲戒処分等の公表基準

1 目的

本会の透明性を確保するとともに、職員の綱紀の保持及び不祥事の再発防止を図ることを目的とし、会長が行った懲戒処分等に関する公表基準を定める。

2 公表の対象となる処分

次のいずれかに該当する処分を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 本会職員就業規程に基づく懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
- (2) 懲戒処分を受けた職員の管理監督者に対し、その監督責任に関して行う訓戒等

3 公表する内容

- (1) 職務に関する事案の場合において、公表する内容は、原則として次に掲げる事項とする。

- ア 事案の概要
- イ 該当職員の所属する所属係名
- ウ 該当職員の職名
- エ 該当職員の年齢及び性別
- オ 処分の内容
- カ 処分年月日

- (2) 職務に関する事案以外の場合において、公表する内容は、原則として、次に掲げる事項とする。

- ア 事案の概要
- イ 該当職員の所属する所属係名
- ウ 該当職員の職名
- エ 該当職員の年齢及び性別
- オ 処分の内容
- カ 処分年月日

- (3) 懲戒免職であっても、被害者などが事件を公表しないよう求めている場合にあつては、当該職員の氏名及び所属などを公表せず、又、処分の事由も概要化するなど個人が特定できないよう配慮するものとする。

- (4) 懲戒免職以外であっても、警察等で当該職員の氏名が公表になっている場合は当該職員の氏名を公表することができる。

4 公表時期及び方法

公表は、原則として、処分を行った日に、記者発表資料の提供又は記者会見により行う。

5 事前公表

処分前であっても、社会的影響が大きいと判断した場合又は職員が逮捕された事実を確認した場合は、処分時に準じた内容を公表するものとする。

ただし、捜査上の支障があると捜査機関が判断する場合又は被害者の人権やプライバ

シーに配慮する必要がある場合等, 公表することが適切でないと認められる場合は, 公表しないものとする。

附則

- 1 この基準は, 平成30年6月1日から施行する。